

## 随意契約理由書

件名	資源リサイクルセンターごみクレーン整備	
契約の相手方	株式会社豊国昭和起重機製作所	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>資源リサイクルセンターは、神戸市内から収集された空缶・空びん・ペットボトル(資源ごみ)をスチール缶・アルミ缶・無色びん・茶色びん・その他色びん・ペットボトルに選別し、再生資源としてリサイクルするための施設である。その処理工程は、選別機、搬送コンベヤ、プレス機等の機器により順次選別・圧縮などの一連の処理となっており、一部でも機器が故障すると、システム全体が停止して処理ができなくなる。</p> <p>本業務は、この資源リサイクル処理を構成するごみクレーンを整備するものであり、ごみクレーンのブレーキに関する部品の交換、及び特殊部品の調達が必要となる。</p> <p>上記業者は、同設備の設計・製作・据付を行った業者であり、クレーンの整備は同社でしか掌握できない。また、他社では入手できない特殊部品の調達できる唯一の業者であり、同業者でなければ今回の整備は実施出来ない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部施設課	(電話番号 078-595-6163 内線:3613)